

静司発第375号  
令和4年12月14日

法務省民事局民事第二課 パブリックコメント（国庫帰属）担当 御中

「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則案」  
に対する意見

静岡県司法書士会  
会長 白井聖記

当会は、標記施行規則案について、次のとおり意見を述べる。

### 1. 規則案第2条関係について

#### 【意見】

承認申請書に記名押印する者として、「承認申請者又はその代表者若しくは法定代理人」に「委任による代理人」を追記すべきである。

#### 【理由】

本承認申請は、国に対し、承認という一種の行政処分を求める公法上の行為と解されるため、委任による代理人からの申請を除外する合理的な理由はないものとする。また、本規則案は、申請の方式について比較的厳密に規定されており、委任による代理人からの申請を認めることが国民の負担の軽減と利便性に資するものと思料する。

### 2. 規則案第3条関係について

#### 【意見】

第2号以下に委任による代理人からの申請を考慮した添付書類の規定を追記すべきである。

#### 【理由】

上記第1の理由のとおり

### 3. 規則案第4条について

#### 【意見】

本条ただし書きに施行令第5条2項に規定する隣接する二筆以上の承認申請に係る土地の所有者が異なる場合において、これらの者が共同して承認申請をする場合を加えるべきである。

**【理由】**

施行令第5条2項は、隣接する二筆以上の承認申請に係る土地の所有者が異なる場合には、これらの者が共同して申し出ることにより、一筆の承認申請に係る土地とみなして負担金の額を算定することができる旨規定しているが、承認申請書の作成においても一筆の土地とみなして申請できるようにすべきである。

承認申請者には、法務大臣による承認の通知と併せて負担金の額が通知される場所、こうすることで円滑な通知が期待でき、また本制度の利用の促進にも繋がる。

#### 4. 規則案第5条2号について

**【意見】**

賛成するが、関連する意見として、返還されないことを鑑み、手数料の額は国民にとって負担のない低廉な額にすることを求める。

**【理由】**

本制度に対する国民の関心は非常に高いものの、施行令によっても承認申請の却下・不承認の要件該当性を国民が事前に判断することは容易ではない。

手数料は、承認申請の審査における実費等を考慮するものであるため返還されないことは理解できるが、低廉とならなければ申請自体が躊躇され、所有者不明土地の発生を防止するという本来の目的を達成し得なくなる。